

P1 消費生活展「くらしフェスタ 2019」のご案内

P2 夏休み親子教室「ピザ」レシピ紹介

P3 夏休み親子教室「小松菜と豆乳のスムージー」レシピ紹介

P4 詐欺、悪質商法にご注意

10月25日(金) 10時から 江戸川区消費生活展 くらしフェスタ 2019 入場無料

手をつなごう消費者の輪(わ) をテーマに江戸川区消費生活展「くらしフェスタ 2019」

を10月25日(金)グリーンパレス5階(江戸川区松島1丁目)にて開催いたします。



会場では、古い和服を洋装に仕立て直したファッション・ショー、料理サークルの

試食コーナー、消費者団体連絡会によるガムテープでのコサージュ作り、高齢者の

見守り活動の紹介、古い布地を利用し作製したバッグ・ポーチの展示などが行われ

ます。時間は午前10時～午後3時です。多くの方々のご来場をお待ちしています。



手作りファッション・ショー



エチケット袋作り・折り紙コーナー



小松菜入りスムージーの試飲

えどがわメールニュースで「消費者生活情報」配信中

詐欺犯人や悪質業者の働きかけから、ご家族を守る情報を配信しています。

配信登録は、右記のQRコードより登録できます。→

※えどがわメールニュースでは、消費者生活情報の他に、防犯情報・

防災情報、その他の情報などを随時配信しています。





夏休み親子料理教室 レシピ紹介 講師 江戸川区消費者団体連絡会
「ピザ、小松菜と豆乳のスムージー作り」「清涼飲料水の
糖度調べとクッキー作り」を開催しました

7月25日・8月10日の2日間、江戸川区消費者団体連絡会主催による夏休み親子教室を開催いたしました。参加者は、30組67名の親子でした。

当日参加された皆さんには、賞味期限や消費期限、日々健康で過ごすための食生活についてなど、料理作りを通して楽しく学んでいただきました。

ピザ ☆25cm 8枚程度

《 生地材料 》

- ・薄力粉 160g
- ・強力粉 320g
- ・水 260~270cc
- ・無塩バターまたは無塩マーガリン 95g
- ・オリーブオイル 適量 ・塩 小さじ1弱



《 作り方 》

- ① 薄力粉、強力粉、バター、塩を軽く混ぜ合わせ、水を加減しながら加え、さらに混ぜあわせます。
- ② 生地を人数等分にして丸め、ラップをかけしばらく置きます。(夏は冷蔵庫に)
- ③ 打ち粉をして、めん棒で、円形に薄くのばします。
- ④ フライパンに薄くオリーブオイルをしき、弱火で両面が白くなるまで焼きます。



《 トッピング材料 》

- ・玉ねぎ 中1個…薄切り
- ・マッシュルーム缶 小缶2個…薄切り
- ・ウィンナーソーセージ 80g…薄切り
- ・ピザ用チーズ 420g

- ・ピーマン 4 個…輪切り
- ・ベーコン 50 g…たんざく切り
- ・コーン缶…小缶 1 個
- ・ピザソース 適量



《 作り方 》



- ① ピザ用チーズ以外の材料を指定のとおりに切ります。
- ② 焼けたピザ生地は、オリーブオイルを薄くぬったアルミホイルに並べ、ピザソースをぬります。
- ③ ②にチーズ以外の材料を均等にトッピングし、その上にチーズをのせます。

④ 温めておいたフライパンに、③を静かにのせ弱火にして、ふたをします。

(アルミホイルを大きめに切って、ふたがわりにしてもOK)

⑤焦がさないように時々ふたを取って確認し、チーズが溶けたら出来上がりです。

小松菜と豆乳のスムージー

《 材料 》 ☆ 6 人分程度

- ・小松菜 100 g ・バナナ 1 本
- ・レモン汁 大さじ 1
- ・豆乳(成分無調整) 400cc
- ・砂糖 大さじ 2~3 ・氷片…適宜



《 作り方 》

- ① 小松菜は水気を切りさく切りにしてミキサーに入れます。
- ② バナナは皮をむいて適当に切りレモン汁と共に加えます。
- ③ 砂糖、豆乳を加えミキサーのスイッチを入れて小松菜の形が殆どなくなるまでミキシングします。
- ④ 氷片を入れたグラスに注ぎます。
- ⑤ バナナは事前に冷凍しておくとも冷たいスムージーが出来ます。砂糖の代わりに、はちみつでもOKです。





詐欺、悪質商法にご注意ください。

民事総合調停センター、民事訴訟管理センター
などと名乗るハガキにご注意ください

「民事訴訟最終通告書」というハガキが民事総合調停センター、あるいは民事訴訟管理センターから届いたという相談が消費者センターに数多く寄せられています。こういった名称の組織は存在しません。

正式な裁判手続きの通知や強制執行の開始をハガキでお知らせするとはありません。

このハガキは、電話をかけた人を巧妙に誘導して、お金をだまし取る特殊詐欺です。架空請求事業者は、「訴訟」や「財産の差押え」などという言葉で消費者を不安にさせて、電話をかけさせようとします。電話をかけると、金銭をだまし取られることとなります。

身に覚えのない訴訟に関するハガキを受け取った場合、そのハガキに記載されている電話番号には絶対に電話をしないで下さい。



架空請求は一切、相手にせず無視をしましょう

留守番電話を設定することで、被害防止の一助となります。

相手に電話をしてしまった方や、心配だという方は消費者センターにご相談下さい。

江戸川区消費者センター

〒132-0031 江戸川区松島1-38-1 グリーンパレス1階

相談電話 03-5662-7637 (直通)

相談時間 月曜～金曜日 午前9時～午後4時

◎土曜・日曜日でお急ぎの方は、

全国消費者ホットライン「188」番をご利用ください

